

- 一、技能卓越ニシテ成績ノ顯著ナルモノ又ハ業務ニ精勵シテ他ノ模範トナルモノ
- 二、諸機械又ハ製作品等ニ關シ便益ナル發明改良考案工夫ヲ案出シタルモノ
- 三、工場能率増進上特ニ盡力シタルモノ
- 四、災害及危險ヲ未然ニ探知申告又ハ防止シ其他非常ノ場合ニ際シ拔群ノ働キヲナシタルモノ

五、材料消耗品又ハ工費節約ノ方法ヲ案出シ其功績顯著ナルモノ

六、盜難ヲ防ギ又ハ盜人ヲ取押ヘタルモノ

七、本社ニ於テ特ニ表彰スルヲ至當ト認メタルモノ

第五十五條 第五十三條ノ年度ハ十二月一日ヨリ翌年十一月卅日迄ヲ以テ一年度トス  
 第五十六條 職工ニシテ成績ノ優秀ナルモノハ特ニ會社ノ費用ヲ以テ就學又ハ研究ヲ爲サシムル事アルベシ

## 第八章 扶 助 料

第五十七條 本章ノ規定ハ工場法第十五條及同施行令第十九條ニヨリ職工ガ自己ノ重大ナル過失ニ依ラズシテ業務ノ爲メ負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ之ヲ適用ス但シ同一原因ニ付民法ニヨリ損害賠償ノ請求ヲナサントスル時ハ其裁判確定ニ至ル迄扶助料ノ支給ヲ停止スルコトアルベシ

已ニ支拂ヒタルトキハ以下各條ニ定ムル扶助金額ヨリ其金額ヲ控除スルモノトス

本章ノ規定ハ工場法健康保險法其他ノ法律命令ノ改廢實施ニヨリ變更スルコトアルベシ

第五十八條 本章ニ賃金ト稱スルハ工場法施行令第十六條及第十七條ニヨリ算出シタル賃金ヲ謂フ

第五十九條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ本社所屬又ハ其指定ノ醫院ニ就キ本社ノ費用ヲ以テ療養セシメ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ支給スベシ

傷病ニヨリ退職セントスル時ハ本社所屬又ハ其指定ノ醫院ニツキ診斷書ヲ提出スベ